

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

許 可 申 請 等 の 手 引 き
【事務編】

令和 7 年 9 月
島 根 県
土木部都市計画課

<改訂履歴>

版数	改訂日	改訂箇所	改訂内容
第1版	令和7年9月1日		初版

この手引きは、島根県において許可申請等の手続きをする場合の取扱いを示したものです。

中核市である松江市においては、独自に区域指定し、規制を行うため、本手引きの取扱いとは異なる場合もありますので、松江市にお問合わせください。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
細則	島根県宅地造成及び特定盛土規制法施行細則（令和 7 年島根県規則第 70 号）

目次

第1章	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要	1
1-1	宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1-2	許可を要する工事	2
1-3	届出を要する工事	3
1-4	その他届出を要する工事等	4
1-5	許可及び届出を要しない工事等	5
1-6	みなし許可等について（国、県等が行う工事及び都市計画法の開発許可）	6
1-7	手続の要否の判定フロー	7
1-8	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	9
第2章	許可権者・申請窓口等	10
2-1	許可権者	10
2-2	申請窓口及び書類提出先	10
第3章	工事の技術的基準及び設計者資格	11
3-1	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	11
3-2	土石の堆積に関する工事の技術的基準	12
3-3	許可申請等の手引き【技術編】について	12
3-4	資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格	13
第4章	特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等	14
4-1	事前相談	14
4-2	周辺住民への周知（法第11条、第29条）	15
4-3	許可申請に必要な書類等	17
4-4	許可申請書の提出部数	24
4-5	許可申請手数料	25
4-6	許可基準（法第12条第2項、法第30条第2項）	26
4-7	標準処理期間	26
4-8	許可の公表（法第12条第4項、法第30条第4項）	26
第5章	許可後における留意事項	27
5-1	許可の条件（法第12条第3項、法第30条第3項）	27
5-2	標識の掲出（法第49条）	27
5-3	工事の変更許可申請（法第16条第1項、法第35条第1項）	28
5-4	軽微な変更に関する届出（法第16条第2項、法第35条第2項）	28
5-5	提出部数	29
第6章	検査・定期報告	30
6-1	中間検査（法第18条、第37条）	30
6-2	定期報告（法第19条、第38条）	30
6-3	完了検査・確認申請（法第17条、第36条）	31
6-4	提出部数	32
第7章	申請手続きの流れ	33
第8章	特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出	34
8-1	特定盛土等規制区域における工事に関する届出（法第27条第1項）	34
8-2	標識の掲出（法第49条）	37
8-3	工事の変更届出（法第28条第1項）	37
8-4	提出部数	38
8-5	届出の公表（法第27条第2項）	38
第9章	その他届出を要する工事等	39

9-1	区域指定時に既に行われている工事の届出（法第21条第1項、第40条第1項）	39
9-2	届出の公表（法第21条第2項、第40条第2項）	40
9-3	擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出（法第21条第3項、法第40条第3項）	40
9-4	公共施設用地の転用に関する届出（法第21条第4項、法第40条第4項）	41
9-5	提出部数	41
第10章	その他の手続き	42
10-1	法の規定に適合していることを証する書面の交付（省令第88条）	42
10-2	提出部数	42

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）は盛土等に伴う災害から人命を守るため、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

なお、本手引き内の用語の定義は、以下のとおりです。

【用語の定義】

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、条及び 省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるものをいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令第3条で定めるものをいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。）をいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をまとめて表す際に使用します。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。（政令第1条）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

1-2 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第12条第1項及び第30条第1項に基づき、島根県知事の許可が必要となります。

(※具体的な許可申請手続きは、「第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請」を参照願います。)

【許可を要する工事】

区域	行為	規模
宅地造成等工事規制区域	宅地造成、特定盛土等	① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④ ①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（盛土又は切土をする標高差が1mを超えるもの）
	土石の堆積（注1）	① 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（土石の堆積をする標高差が1mを超えるもの）
特定盛土等規制区域	特定盛土等	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、盛土と切土を合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④ ①、③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（盛土又は切土をする標高差が1mを超えるもの）
	土石の堆積（注1）	① 高さか5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの（土石の堆積をする標高差が1mを超えるもの）

（注1）土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

＜盛土、切土の許可対象規模（宅地造成、特定盛土等）＞

要件	①盛土で高さが1m超 2m超の崖※を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

＜土石の堆積の許可対象規模＞

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの
イメージ図		

赤文字

宅地造成等工事規制区域

青文字

特定盛土等規制区域

1-3 届出を要する工事

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第27条第1項に基づき、当該工事に着手する日の30日前までに、島根県知事へ届出を行う必要があります。（ただし、「1-2 許可を要する工事」の規模を超える場合は許可申請が必要となります。）

（※具体的な届出手続きは「第8章 特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出」を参照願います。）

【届出を要する工事】

区域	行為	規模
特定盛土等規制区域	特定盛土等	① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④ ①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（盛土又は切土をする標高差が1mを超えるもの）
	土石の堆積	① 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（土石の堆積をする標高差が1mを超えるもの）

<特定盛土等>

要件	①盛土で高さが 1m超～2m以下の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超～5m以下の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超～5m以下の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超～5m以下のもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超～3,000㎡以下のもの（①～④を除く）
イメージ図					

<土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2m超～5m以下の 300㎡超～1,500㎡以下のもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超～3,000㎡以下のもの
イメージ図		

1-4 その他届出を要する工事等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等を実施する場合（現に実施している場合）は、法第21条第1項、第3項及び第4項、法第40条第1項、第3項及び第4項に基づき、島根県知事へ届出を行う必要があります。

（※具体的な届出手続きは「第9章 その他届出を要する工事等」を参照願います。）

【届出を要する工事等】

対象となる工事等	規模	届出期限
区域指定の際に既に行われている工事	① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④ ①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（盛土又は切土をする標高差が1mを超えるもの）	区域指定があった日から21日以内
擁壁等の全部又は一部の除却工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から14日以内

1-5 許可及び届出を要しない工事等

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を要しません。ただし、土地所有者等には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となる場合があります。

【許可及び届出を要しない工事】

区分	定義
【適用除外】 公共施設用地 （法第2条第1項1号、政令第2条、省令第1条各項）	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
【許可不要】 災害の発生のおそれがないと認められる工事等 （法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号） （細則 第4条）	・ 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・ 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ・ 土壤汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国・地方公共団体又は以下の法人が非常災害のために応急措置として行う工事 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構 ・ 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないものを行う工事 ・ 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 面積が500㎡を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高差が1mを超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事して発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの
その他法の対象外となる行為	・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（生産活動並びにほ場管理のために行う耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充（土壌改良材（基肥、堆肥等）の投入も含む）であってその前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの、暗きょ排水の新設、改修、樹園地における樹木の改植、盛土、切土を伴わない荒廃農地の再生（伐根、整地等）等） ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し 等

注1：公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

注2：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注3：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。

注4：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注5：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可・届出不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注6：通常の営農行為について、法に規定する土地の形質の変更に該当する場合、例えば、ほ場の大区画化・均平や田畑転換、農業用施設用地の整備の工事は含まれません。

1-6 みなし許可等について（国、県等が行う工事及び都市計画法の開発許可）

（１）国、県、中核市が行う工事（法第15条第1項、法第34条第1項）

国、県、中核市が規制区域において法令で定める公共施設用地以外で行う工事が、法の許可を要する規模に該当する場合、島根県知事との協議が成立することをもって、許可があったものとみなされます。

なお、法第27条第1項に基づく特定盛土等規制区域における届出は、国、県、中核市であっても必要となります。

（２）都市計画法の開発許可の取扱い

（法第15条第2項、法第27条第5項、法第34条第2項）

都市計画法第29条に基づく開発許可を受けて行う開発行為が、法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は、法の許可を受けたものとみなされ、許可申請は不要となります。

ただし、当該開発行為は、規制対象となり、法の規定の一部が適用となります。

また、当該開発行為が、法第27条第1項に基づく特定盛土等規制区域における届出を要する規模に該当する場合、法の届出したものとみなされ、当該開発行為に係る手続等については同様の取扱いとなります。

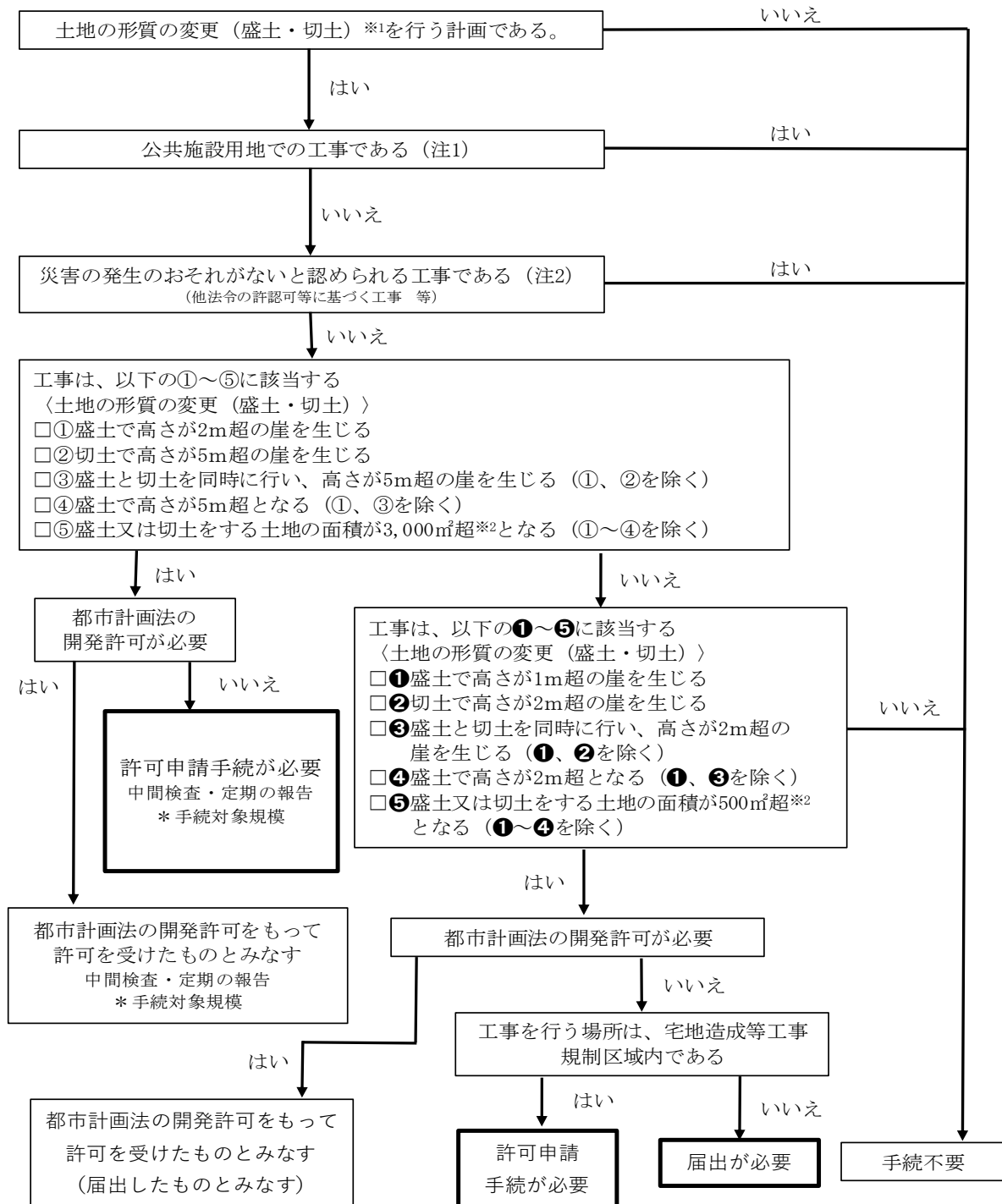
【開発許可によるみなし許可時の法の適用】

内容	条項	盛土規制法の適用	備考
住民への周知	法第11条、第29条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	法第12条、第30条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	法第13条、第31条	適用	都市計画法第33条第1項第7号により引用
許可証の交付又は不許可の通知	法第14条、第33条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	法第16条、第35条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	法第17条、第36条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	法第18条、第37条	適用	
定期の報告	法第19条、第38条	適用	
監督処分	法第20条、第39条	適用	
標識の掲示	法第49条	適用	

1-7 手続の要否の判定フロー

手続の要否は、以下に示す盛土規制法の手続の要否の判定フロー（土地の形質変更＜盛土・切土＞及び一時的な土石の堆積）を参考に、対象となるかを確認してください。

盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質変更＜盛土・切土＞）

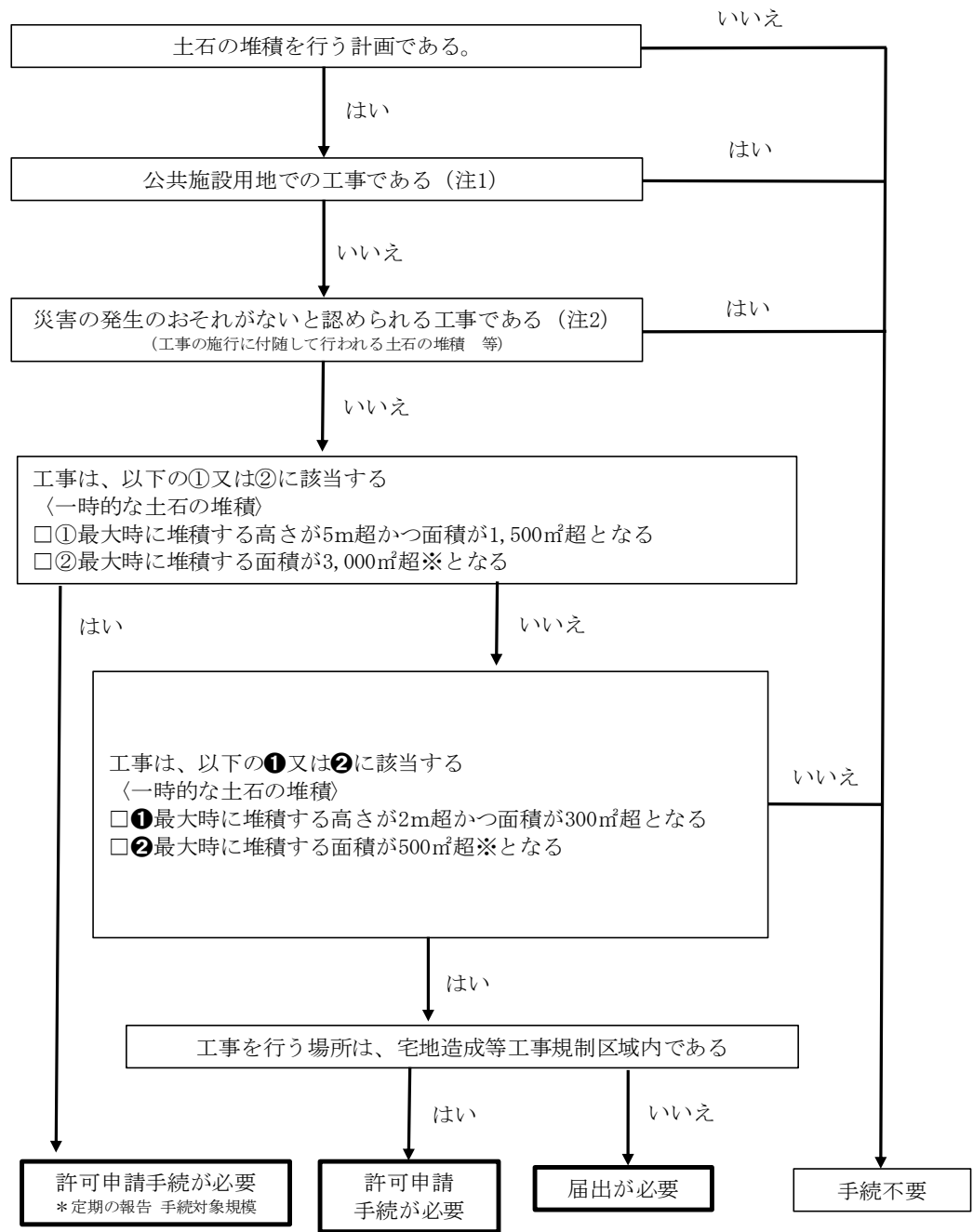


※1通常の営農行為（注3）の範疇にある耕起等やグラウンド等を維持するための土砂の敷き均し等は、土地の形質の変更には該当しない。

※2盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が1m以下の部分を除く。

注1・2・3については「1-5 許可及び届出を要しない工事等」を参照してください。

盛土規制法 手続の要否の判定フロー（一時的な土石の堆積）



※土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面との標高差が1m以下の部分を除く。

注1・2については「1-5 許可及び届出を要しない工事等」を参照してください。

1-8 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

島根県内における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は下表のとおりです。

なお、県内の規制区域図は下記の島根県ホームページで公表しています。

○島根県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について」

URL： <https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/toshi/bosai/moridokisei/>



盛土規制法 HP

【規制区域の指定状況】

市町村名	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域				区域指定日
	宅地造成等工事規制区域の有無		特定盛土等規制区域の有無		
	有	無	有	無	
浜田市	○		○		令和7年10月1日
出雲市	○		○		
益田市	○		○		
大田市		○	○		
安来市	○		○		
江津市		○	○		
雲南市		○	○		
奥出雲町		○	○		
飯南町		○	○		
川本町		○	○		
美郷町		○	○		
邑南町		○	○		
津和野町		○	○		
吉賀町		○	○		
海士町		○	○		
西ノ島町		○	○		
知夫村		○	○		
隠岐の島町		○	○		

※中核市である松江市は、独自に区域指定を行っているため、そちらへご確認ください。

第2章 許可権者・申請窓口等

2-1 許可権者

【法に基づく第12条、第30条の許可権者】

島根県知事（松江市を除く県内全域）

松江市長（松江市内）

【地方自治法第252条の17の2に基づく許可権者】

なし

2-2 申請窓口及び書類提出先

本手引きに掲載する各種許可申請、届出等の提出先は下表のとおりです。

土地が所在する市町村	申請窓口・書類提出先
浜田市・出雲市・益田市・ 大田市・安来市・江津市・ 雲南市・ 奥出雲町・飯南町・川本町・ 美郷町・邑南町・津和野町・ 吉賀町・海士町・西ノ島町・ 知夫村・隠岐の島町	○島根県 土木部 都市計画課 盛土規制スタッフ <連絡先> 〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁南庁舎4階） 電 話 番 号：0852-22-6533 F A X：0852-22-6004 メールアドレス：toshikei@pref.shimane.lg.jp

※申請窓口、許可担当部署は今後変更となる場合があります。

※中核市である松江市については、そちらへ直接お問い合わせください。

第3章 工事の技術的基準及び設計者資格

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の概要は下表のとおりです。

【宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土部地盤の安定の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造など）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われない崖面の風化等による浸食からの保護について（石張り、芝張り、モルタルの吹付け等）
	第15条第2項	地表面の雨水その他地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

注1）国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の概要は下表のとおりです。

【土石の堆積に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い、必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配1／10以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵などについて
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

3-3 許可申請等の手引き【技術編】について

島根県では、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、政令で定める技術的基準に従い、国の「盛土等防災マニュアル」等を参考に審査します。その概要を示した【技術編】を策定し、ホームページで公表しています。

○島根県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について」

URL：<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/toshi/bosai/moridokisei/>



島根県の盛土規制法 HP

3-4 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格

下記（１）に該当する工事は、（２）で示す①～⑨のいずれかの資格を有する者による設計が必要となります。

（１）対象工事（法第13条第2項、第31条第2項、政令第21条、第31条第1項）

No.	対象工事
1	高さが5mを超える擁壁の設置
2	盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

（２）設計者資格（法第13条第2項、第31条第2項、政令第22条、第31条第2項、省令第35条）

学歴	その他	土木又は建築の技術に関する実務経験	根拠等
①大学を卒業した者		2年以上	政令第22条
②短期大学（3年課程）を卒業した者		3年以上	
③短期大学、高等専門学校又は旧専門学校を卒業した者		4年以上	
④高等学校、旧中等学校を卒業した者		7年以上	
⑤国土交通大臣の認定する講習（宅地造成技術講習）を修了した者		10年以上	省令第35条
⑥大学院又は専攻科に1年以上在学して専攻した者		1年以上	昭和37年 建設省告示第1005号
⑦技術士法による第二次試験のうち建設部門、農業部門（農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）の合格者		—	
⑧建築士法の一級建築士		—	
⑨その他国土交通大臣が認めた者（現在定めなし）			

（注1）①～④、⑥の学校においては、正規の土木又は建築に関する課程を修めた者

（注2）⑦は、技術士法令改正前の農業部門（農業土木）、林業部門（森林土木）を含む

第4章 特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等

4-1 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

判断がつかない場合は、許可担当部署に事前相談をしてください。

【許可を要する工事】（再掲）

区域	行為	規模
宅地造成等工事規制区域	宅地造成、特定盛土等	① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④ ①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（盛土又は切土をする標高差が1mを超えるもの）
	土石の堆積（注1）	① 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（土石の堆積をする標高差が1mを超えるもの）
特定盛土等規制区域	特定盛土等	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、盛土と切土を合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④ ①、③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（盛土又は切土をする標高差が1mを超えるもの）
	土石の堆積（注2）	① 高さが5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの（土石の堆積をする標高差が1mを超えるもの）

（注1）土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

<盛土、切土の許可対象規模（宅地造成、特定盛土等）>

要件	①盛土で高さが1m超 2m超の崖※を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

<土石の堆積の許可対象規模>

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの
イメージ図		

赤文字

宅地造成等工事規制区域

青文字

特定盛土等規制区域

とくに、以下の①～③の土地（以下、「溪流等」という）において、高さが15mを超える盛土を行う場合は、周辺住民への周知や工事の技術的基準など予め相互に確認しておく方が望ましいため、許可担当部署に事前相談をしてください。

- ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
- ③ ①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

4-2 周辺住民への周知（法第11条、第29条）

許可申請を行う場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下記（1）に示すいずれかの方法により、当該工事の内容を周知するため必要な措置を講ずる必要があります。

なお、周知する工事の具体的内容は下記（2）、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方は下記（3）を基本として、自治会に相談するなどして決定してください。

（1）周辺住民への周知の方法

No.	方法
1	説明会の開催
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

※溪流等において高さが15mを超える盛土を行う場合は、説明会の開催が必須となるので、ご注意ください。

（2）周知する工事の具体的な内容

区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他島根県が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他島根県が必要と認める事項

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）
別表2 周知する工事の具体的な内容 引用

(3) 周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え	参考図
①平地盛土 (勾配 1/10 以下の平坦地で行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの) ②切土 ③土石の堆積	○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図Lの範囲） ○盛土等を行う土地の隣接地 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十m程度の範囲 ○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲	
腹付け盛土 (勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの)	○盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図Iの範囲） ○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50m～数百m程度の範囲 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（谷や沢を埋め立てて行う盛土）（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	○下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）
別表1 工事について住民への周知を行う範囲として想定される考え方 引用

4-3 許可申請に必要な書類等

法第12条第1項及び第30条第1項に基づく、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、以下のとおりです。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

また、各種様式は下記の島根県ホームページで公表しています。

○島根県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について」

URL： <https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/toshi/bosai/moridokisei/>



島根県の盛土規制法 HP

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類】

No.	書類名	内容	様式
1	許可申請書	・工程の概要（工程表）等、必要事項が様式内に記入できない場合は別紙で添付 ・必要に応じて土量計算書等を添付	省令別記様式第2
2	構造計算書 (鉄筋CON造又は無筋CON造の擁壁を設置する場合)	・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載	
3	盛土の安定計算書 (渓流等で高さ15mを超える盛土をする場合)	・土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書 ※渓流等：以下の土地 ○山間部における、河川の流水が継続して存する土地 ○山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が上記の土地に類する状況を呈している土地 ○上記2項目の土地及び、その周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地	
4	崖面の安定計算書 (崖面を擁壁で覆わない場合)	・土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
5	設計者の資格を証する書類		以下のどちらかに該当する場合必要
	①	設計者の資格に関する申告書	○ 高さが5mを超える擁壁の設置 ○ 盛土又は切土する土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
	②	資格等を有することを証する書類の写し	・「3-4 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格」を参照
6	現況写真	・全景（上空からの写真など） ・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・盛土又は切土をしようとする土地を朱線で枠取りするなど、分かりやすく表示する	細則様式第3号

No.	書類名			内容	様式
7	工事主の資力・信用に関する書類				
	①	個人の場合	工事主の氏名及び住所を証する書類	・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り）又はこれらに類するもの	
			工事主の資力及び信用に関する申告書		細則 様式第5号
			納税証明書	・前年度に係る所得税の納税証明書	
	①	法人の場合	登記事項証明書	・法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの	
			役員の氏名及び住所を証する書類	・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り）又はこれらに類するもの	
			工事主の資力及び信用に関する申告書		細則 様式第5号
			納税証明書	・前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書	
			計算書類	・直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	
			事業経歴書		
	②	資金計画書		・工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書（収支計画、年度別資金計画）	省令別記 様式第3
	③	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書			細則 様式第6号
	④	暴力団等に該当しない旨の誓約書		・暴力団員との関係を有しないこと等の誓約	細則 様式第7号
8	工事施行者の能力に関する書類				
	①	工事施行者の能力に関する申告書			細則 様式第8号
	②	個人	住民票の写し	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り）	
		法人	登記事項証明書	法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの	
	③	事業経歴書			
	④	建設業許可証明書の写し			

No.	書類名		内容	様式
9	工事をしようとする 土地所有者等の同意書		・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の範囲の土地について、以下の権利者すべての同意を得たことを証する書類 ①土地の所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利を有する者 ②①のほか、使用及び収益を目的とする権利を有する者 ・ 実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付する ・ 印鑑証明書の発行日と施行同意欄の日付は原則申請日より3か月以内 ・ 変更許可申請を行う際、新たに区域に入る土地がある場合は、その部分についての同意を取得	細則 様式第4号
10	工事をしようとする 土地の登記事項証明書		・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の範囲の土地の登記事項証明書 ・ 法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの	
11	工事をしようとする 公図の写し		・ 法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の範囲は朱線で枠どり、方位の表示、里道は赤、水路は青で着色など分かりやすく表示すること	
12	周辺住民への周知を行った ことを証する書類		説明会、書面配布、掲示及びインターネットへの掲載のいずれかによって周知を行う。（「4-2 周辺住民への周知」を参照）ただし、溪流等で高さ15mを超える盛土をする場合、説明会が必須	
	説明会	開催の周知範囲が分かる位置図等	開催周知方法を記載	
		開催案内文		
		開催結果が分かる資料	開催日時、場所、参加人数、開催状況がわかる写真、説明会資料、議事録または議事要約、住民からの意見など	
	書面配布	配布した書面		
		配布範囲が分かる位置図等		
	掲示・ネット	掲示場所が分かる位置図等		
		掲示状況の写真		
		閲覧ページの写し（URL含む）		
13	その他知事が必要と認める 書類		必要に応じて、以下の書類等 ・ 水理計算書 ・ 地盤調査資料 等	

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な図面】

No.	図面の種類	縮尺	明示すべき事項等
1	位置図	1/10,000 以上	方位、道路、目標となる地物
2	地形図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線 ※等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと。植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと。擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すこと。
4	土地の断面図	1/2,500 以上	盛土又は切土をする前後の地盤面 ※高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	1/500 以上	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称
6	崖の断面図	1/50 以上	崖の高さ、勾配、土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面、崖面の保護の方法 ※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	1/50 以上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法
8	擁壁の背面図	1/50 以上	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法
9	崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法
10	崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法 ※水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	求積図	1/500 以上	土地の面積 盛土又は切土する土地の面積

【土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類】

No.	書類名		内容	様式
1	許可申請書		・工程の概要（工程表）等、必要事項が様式内に記入できない場合は別紙で添付 ・必要に応じて土量計算書等を添付	省令別記様式第4
2	堆積土石の崩壊を防止するための措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等 （堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合）		・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令32条）の内容が、適切であることを証する書類	
3	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等 （土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合）		次の①か②のいずれかの措置（省令34条）の内容が、適切であることを証する書類 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ② 次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	
4	現況写真		・全景（上空からの写真など） ・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・土石の堆積を行おうとする土地を朱線で枠取りするなど、分かりやすく表示する	
5	工事主の資力・信用に関する書類			
	個人の場合	工事主の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し又は個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り）またはこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類	
		工事主の資力及び信用に関する申告書	前年度に係る所得税の納税証明書	細則様式第5号
	① 法人の場合	登記事項証明書	法人の登記事項証明書 法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のものを添付（正本はコピー不可、副本はコピーでよい）	
		役員の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し、個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り） またこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類	
		工事主の資力及び信用に関する申告書	前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）、事業経歴書	細則様式第5号

No.	書類名		内容	様式
5 (つづき)	②	資金計画書	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書 (収支計画、年度別資金計画)	省令別記 様式第5号
	③	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書		細則 様式第6号
	④	暴力団等に該当しない旨の誓約書	暴力団員との関係を有しないことの誓約	細則 様式第7号
6	工事をしようとする土地所有者等の同意書		・土石の堆積に関する工事の範囲の土地について、以下の権利者全ての同意を得たことを証する書類 ①土地の所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利を有する者 ②①のほか、使用及び収益を目的とする権利を有する者 ・実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付する ・印鑑証明書の発行日と施行同意欄の日付は原則申請日より3か月以内 ・変更許可申請を行う際、新たに区域に入る土地がある場合は、その部分についての同意を取得	細則 様式第4号
7	工事施行者の能力に関する書類			
	①	工事施行者の能力に関する申告書		細則 様式第8号
	②	個人 住民票の写し	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り）	
		法人 登記事項証明書	法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの	
	③	事業経歴書		
	④	建設業許可証明書の写し		
6	工事をしようとする土地所有者等の同意書		・土石の堆積に関する工事の範囲の土地について、以下の権利者全ての同意を得たことを証する書類 ①土地の所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利を有する者 ②①のほか、使用及び収益を目的とする権利を有する者 ・実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付する ・印鑑証明書の発行日と施行同意欄の日付は原則申請日より3か月以内 ・変更許可申請を行う際、新たに区域に入る土地がある場合は、その部分についての同意を取得	細則 様式第4号
7	工事をしようとする土地の登記事項証明書		・土石の堆積に関する工事の範囲の土地の登記事項証明書 ・法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの	

No.	書類名		内容	様式
8	工事をしようとする 公図の写し		・法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの ・土石の堆積に関する工事の範囲は朱線で枠どり、方位の表示、里道は赤、水路は青で着色など分かりやすく表示すること	
9	周辺住民への周知を行った ことを証する書類		説明会、書面配布、掲示及びインターネットへの掲載のいずれかによって周知を行う。（「4-2 周辺住民への周知」を参照）ただし、溪流等で高さ15mを超えるの盛土をする場合、説明会が必須	
	説明会	開催の周知範囲が分かる位置図等	開催周知方法を記載	
		開催案内文		
		開催結果が分かる資料	開催日時、場所、参加人数、開催状況がわかる写真、説明会資料、議事録または議事要約、住民からの意見など	
	書面配布	配布した書面		
		配布範囲が分かる位置図等		
	掲示・ネット	掲示場所が分かる位置図等		
		掲示状況の写真		
		閲覧ページの写し（URL含む）		
10	その他知事が必要と認める書類			

【土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図面】

No.	図面の種類	縮尺	明示すべき事項等
1	位置図	1/10,000 以上	方位、道路、目標となる地物
2	地形図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線 ※等高線は、2 mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	1/500 以上	方位、土地の境界線、勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面
5	求積図	1/500 以上	土地の面積 盛土又は切土する土地の面積

4-4 許可申請書の提出部数

「4-3」に係る書類の提出部数は、以下のとおりです。
なお、各種証明書等については、副本はコピーで構いません。

【申請書提出部数】

区分	提出部数
正本	1 部
副本	1 部
合計	2 部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

4-5 許可申請手数料

島根県では、許可申請に係る手数料を条例により下表のとおり定めています。許可申請書に必要な分の島根県収入証紙を貼り付け、提出してください。

【納付上の注意】

- ・国の発行する収入印紙や他県の収入証紙を誤って貼り付けないよう御注意願います。
- ・収入証紙は、申請書受理後、許可担当部署で消印をします。申請者の印鑑等で消印をしないでください。

<島根県収入証紙売りさばき所>

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei_shosi/shosi/shosi/syousi.html

※盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって手数料の額が異なりますので御注意願います。

【宅地造成等に関する工事等の許可の申請に係る手数料】

面積	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
500㎡以内	14,000円	10,000円
500㎡超1,000㎡以内	25,000円	12,000円
1,000㎡超2,000㎡以内	35,000円	14,000円
2,000㎡超3,000㎡以内	52,000円	18,000円
3,000㎡超5,000㎡以内	65,000円	25,000円
5,000㎡超10,000㎡以内	87,000円	28,000円
10,000㎡超20,000㎡以内	136,000円	34,000円
20,000㎡超40,000㎡以内	212,000円	48,000円
40,000㎡超70,000㎡以内	338,000円	65,000円
70,000㎡超100,000㎡以内	486,000円	98,000円
100,000㎡超	633,000円	120,000円

※変更の場合、変更に係る部分の面積に応じて上記の金額

4-6 許可基準（法第12条第2項、法第30条第2項）

次の許可基準に基づき審査を行い、適合していれば、許可証を交付します。

No.	許可基準
1	工事の計画が技術的基準等に適合すること
2	工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があること
3	工事施行者に工事を完成するために必要な能力があること
4	工事をしようとする土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること

4-7 標準処理期間

次のとおり標準処理期間を定めています。

【標準処理期間】

許認可等の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日

1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。
2. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
3. 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

4-8 許可の公表（法第12条第4項、法第30条第4項）

許可後、下記の内容について、島根県ホームページ公表するとともに、関係市町村へ通知することとなります。

公表事項
工事主の氏名又は名称
工事が施行される所在地
工事が施行される土地の位置図
工事の許可年月日及び許可番号
工事施行者の氏名又は名称
工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第5章 許可後における留意事項

5-1 許可の条件（法第12条第3項、法第30条第3項）

工事の許可の際、必要に応じて許可の条件を付すことがあります。

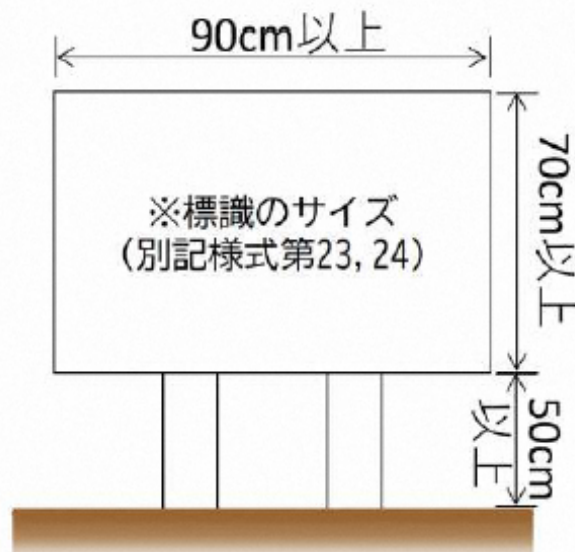
5-2 標識の掲出（法第49条）

許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

【標識に記載する事項】

記載事項	様式
①工事主の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③工事施行者の氏名又は名称 ④現場管理者の氏名又は名称 ⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	【宅地造成、特定盛土等】 省令別記 様式第23 【土石の堆積】 省令別記 様式第24

<標識のサイズ>



5-3 工事の変更許可申請（法第16条第1項、法第35条第1項）

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、島根県知事の許可が必要となります。

工事の計画の変更に伴い、その内容が変更されるものを添付して提出してください。
なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、「4-5 許可申請手数料」に記載する手数料の納付が必要となりますので、変更許可申請書に島根県収入証紙を貼り付け、提出してください。

なお、許可後、「4-8 許可の公表」と同様、島根県ホームページ公表するとともに、関係市町村へ通知することとなります。

【提出が必要な書類】

①宅地造成・特定盛土等に関する変更の場合（省令第37条第1項）

No.	書類名	内容	様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書		省令別記様式第7
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所が分かるよう記述する。	

②土石の堆積に関する変更の場合（省令第37条第2項）

No.	書類名	内容	様式
1	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書		省令別記様式第8
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所が分かるよう記述する。	

5-4 軽微な変更に関する届出（法第16条第2項、法第35条第2項）

下表に記載する軽微な変更をしようとするときは、変更許可申請は不要ですが、すみやかに届出が必要となります。

【軽微な変更】（省令第38条）

No.	変更内容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

【提出が必要な書類】

No.	書類名	内容	様式
1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書		細則様式第12号

5－5 提出部数

「5－3」及び「5－4」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	5－3 提出部数	5－4 提出部数
正本	1部	1部
副本	1部	0部
合計	2部	1部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

第6章 検査・定期報告

6-1 中間検査（法第18条、第37条）

下表に記載する規模の工事において、許可後における安全性等の確認のため、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階（特定工程）で、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程（排水施設の周囲を砕石その他で埋める工事の工程）に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

【中間検査を要する工事の対象規模等】（政令第23条、第24条、第32条、省令第45条）

行為	中間検査が必要な規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（特定工程）	排水施設設置工事完了から4日以内

【中間検査に係る提出書類】（省令第46条）

No.	書類名	内容	様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書		省令別記様式第13
2	平面図	特定工程に係る工事の内容を明示したもの。	

6-2 定期報告（法第19条、第38条）

定期報告は、工事の着手後3カ月ごとに、その進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

【定期報告を要する工事の対象規模等】（政令第25条、第33条、省令第48条、第49条、第78条、第79条）

行為	報告を要する規模	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可があった日からから3カ月目に当たる日まで。 以降、前回報告時点から3カ月ごと。
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超（①を除く）	

【提出が必要な書類】

①宅地造成又は特定盛土等の場合

No.	書類名	内容	様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量、擁壁等に関する工事の施工状況を記載	細則 様式第 15 号
2	状況確認用の写真等	報告時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに報告時点における擁壁等に関する工事の施工状況を明らかにする写真その他の書類	

②土石の堆積の場合

No.	書類名	内容	様式
1	土石の堆積に関する工事の定期報告書	報告の時点における土石の堆積の高さ、面積、土量と前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量を記載	細則 様式第 16 号
2	状況確認用の写真等	報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類	

6－3 完了検査・確認申請（法第 17 条、第 36 条）

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

【完了検査・確認申請に係る提出書類】

①宅地造成又は特定盛土等の場合（省令第 39 条、第 40 条）

No.	書類名	申請時期	様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	工事が完了した日から 4 日以内	省令別記 様式第 9

②土石の堆積の場合（省令第 42 条、第 43 条）

No.	書類名	申請時期	様式
1	土石の堆積に関する工事の確認申請書	工事が完了した日から 4 日以内	省令別記 様式第 11

6－4 提出部数

「6－1」から「6－3」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

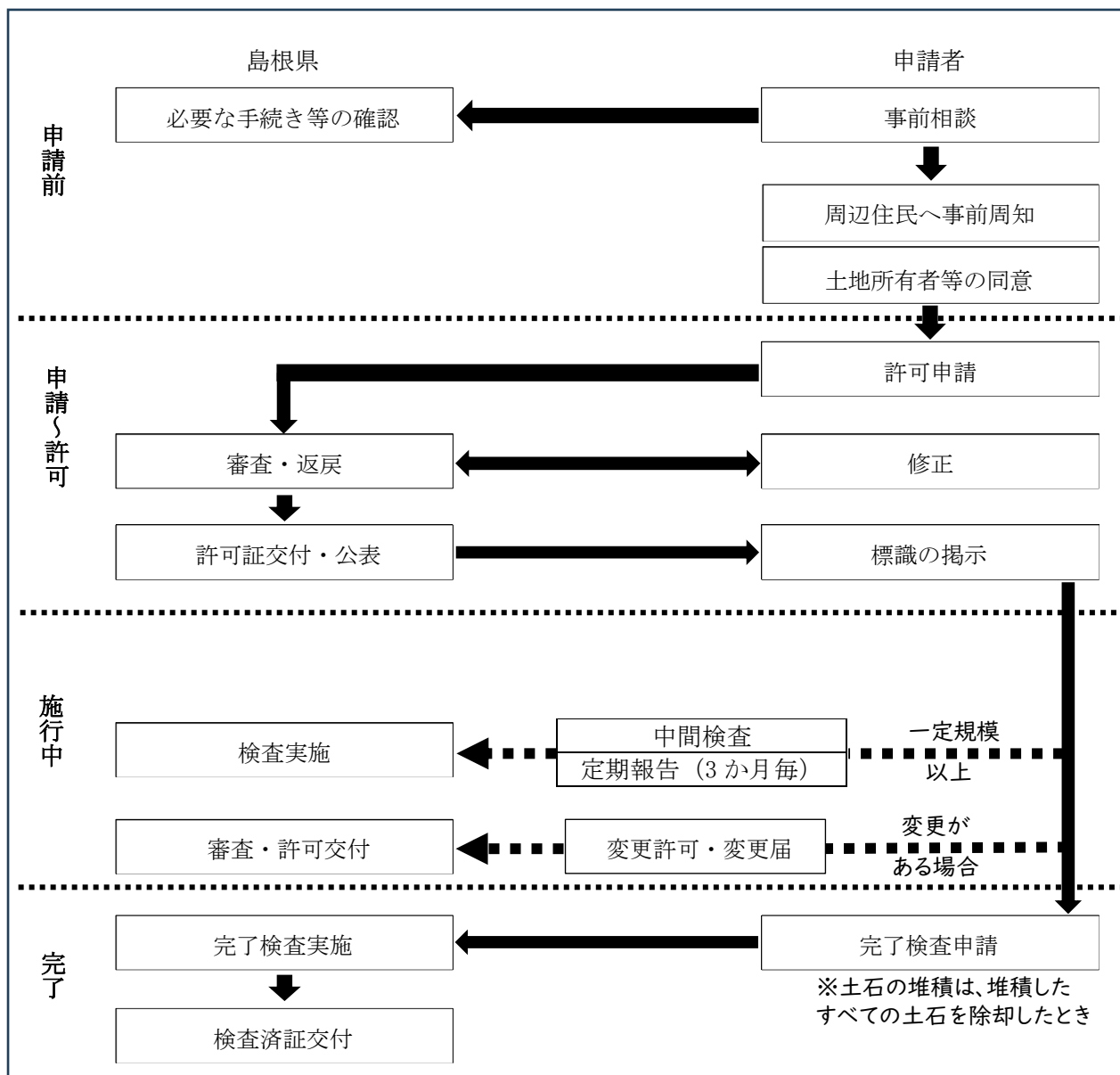
区分	提出部数
正本	1部
副本	0部
合計	1部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

第7章 申請手続きの流れ

事前相談から許可～検査済証交付までの流れは下表のとおりです。

【申請手続きの流れ】



第8章 特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出

8-1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出（法第27条第1項）

特定盛土等規制区域において、下表の規模の工事（許可申請が必要な規模より小規模な工事）を行う場合には、法第27条第1項の規定に基づき、当該工事に着手する日の30日前までに島根県知事への届出が必要となります。（「1-2 許可を要する工事」に記載する許可申請対象の工事を除く）

【届出が必要な工事】（再掲）

区域	行為	規模
特定盛土等規制区域	特定盛土等	① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④ ①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（盛土又は切土をする標高差が1mを超えるもの）
	土石の堆積	① 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（土石の堆積をする標高差が1mを超えるもの）

【特定盛土等に関する工事の届出に必要な書類】（省令第58条第1項）

No.	書類名	内容	様式
1	特定盛土等に関する工事の届出書	・工程の概要（工程表）等、必要事項が様式内に記入できない場合は別紙で添付 ・必要に応じて土量計算書等を添付	省令別記様式第19
2	現況写真	・全景（上空からの写真など） ・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・盛土又は切土をしようとする土地を朱線で枠取りするなど、分かりやすく表示する	
3	個人の場合 工事主の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り）又はまたこれらに類するもの	
	法人の場合 登記事項証明書	法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より3か月以内のもの	
	法人の場合 役員の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り）又はこれらに類するもの	

【特定盛土等に関する工事の届出に必要な図面】（省令第58条第1項）

No.	図面の種類	縮尺	明示すべき事項等
1	位置図	1/10,000 以上	方位、道路、目標となる地物
2	地形図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線 ※等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと。植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと。擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すこと。
4	土地の断面図	1/2,500 以上	盛土又は切土をする前後の地盤面 ※高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	1/500 以上	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称
6	崖の断面図	1/50 以上	崖の高さ、勾配、土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面、崖面の保護の方法 ※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	1/50 以上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法
8	擁壁の背面図	1/50 以上	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法
9	崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法
10	崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法 ※水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

【土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類】（省令第 58 条第 2 項）

No.	書類名		内容	様式
1	土石の堆積に関する工事の届出書		・工程の概要（工程表）等、必要事項が様式内に記入できない場合は別紙で添付 ・必要に応じて土量計算書等を添付	省令別記様式第20
2	現況写真		・全景（上空からの写真など） ・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・土石の堆積を行おうとする土地を朱線で枠取りなど、分かりやすく表示する	
3	個人の場合	工事主の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り）又はまたこれらに類するもの	
	法人の場合	登記事項証明書	法務局で取得した登記官の証明印があるもので原則申請日より 3 か月以内のもの	
	法人の場合	役員の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗り）又はこれらに類するもの	

【土石の堆積に関する工事の届出に必要な図面】（省令第 58 条第 2 項）

No.	図面の種類	縮尺	明示すべき事項等
1	位置図	1/10,000 以上	方位、道路、目標となる地物
2	地形図	1/2,500 以上	方位、土地の境界線 ※等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	1/500 以上	方位、土地の境界線、勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	1/500 以上	土石の堆積を行う土地の地盤面

8-2 標識の掲出（法第 49 条）

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【標識に記載する事項】 ※標識のサイズは「5-2 標識の掲出」に掲載したものと同様です。

記載事項	様式
①工事主の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工事の届出年月日 ③工事施行者の氏名又は名称 ④現場管理者の氏名又は名称 ⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪届出を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	【宅地造成、特定盛土等】 省令別記 様式第 23 【土石の堆積】 省令別記 様式第 24

8-3 工事の変更届出（法第 28 条第 1 項）

届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する 30 日前までに島根県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

①特定盛土等の場合（省令第 61 条第 1 項）

No.	書類名	内容	様式
1	特定盛土等に関する工事の変更届出書		省令別記 様式第 21
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所が分かるよう記述する。	

②土石の堆積の場合（省令第 61 条第 2 項）

No.	書類名	内容	様式
1	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書		省令別記 様式第 22
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所が分かるよう記述する。	

8—4 提出部数

「8－1」及び「8－3」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	0部
合計	1部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

8－5 届出の公表（法第27条第2項）

届出受理後、下記の内容について、島根県ホームページ公表するとともに、関係市町村への通知をすることとなります。

公表事項
工事主の氏名又は名称
工事が施行される所在地
工事が施行される土地の位置図
工事の届出年月日
工事施行者の氏名又は名称
工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第9章 その他届出を要する工事等

9-1 区域指定時に既に行われている工事の届出（法第21条第1項、第40条第1項）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注1）（注2）は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、その指定があった日から21日以内（注3）に島根県知事へ届け出る必要があります。

注1：一定規模の工事とは、「1-2許可を要する工事 宅地造成等工事規制区域」「1-3届出を要する工事 特定盛土等規制区域」の規模が該当します。

注2：区域指定前に都市計画法第29条に基づく開発許可を得ている場合でも、届出の対象となります。

注3：指定があった日から21日以内とは、令和7年10月1日～令和7年10月22日までの期間を指します。

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に必要な書類】（省令第52条第1項、第82条第1項）

No.	書類名	内容	様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書		省令別記様式第15

なお、工事の規模が「6-2 定期報告」に掲載した、定期報告が必要な対象規模を超える場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。

【定期報告が必要な対象規模を超える宅地造成又は特定盛土等の工事に関する届出に必要な図面等】

No.	図面の種類	明示すべき事項等
1	位置図	・縮尺、方位、道路、目標となる地物
2	地形図	・縮尺、方位、土地の境界線 ※等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
4	状況確認用の写真等	・盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類

【土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類】（省令第52条第3項、第82条第2項）

No.	書類名	内容	様式
1	土石の堆積に関する工事の届出書		省令別記様式第16

なお、工事の規模が「6-2 定期報告」に掲載した、定期報告が必要な対象規模を超える場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。

【定期報告が必要な対象規模を超える土石の堆積に関する工事の届出に必要な図面等】

No.	図面の種類	明示すべき事項等
1	位置図	・縮尺、方位、道路、目標となる地物
2	地形図	・縮尺、方位、土地の境界線 ※等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	・方位、土地の境界線、勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
4	状況確認用の写真等	・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類

9-2 届出の公表（法第 21 条第 2 項、第 40 条第 2 項）

届出受理後、下記の内容について、島根県ホームページ公表するとともに、関係市町村への通知をすることとなります。

公表事項
工事主の氏名又は名称
工事が施工される所在地
工事が施工される土地の位置図
工事の届出年月日
工事施行者の氏名又は名称
工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

9-3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出（法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2 m を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（注 1）を行う場合、法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項の規定に基づき、当該工事に着手する日の 14 日前までに、島根県知事への届出が必要となります。

注 1：法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可（第 4 章参照）を受けたもの、同第 27 条第 1 項に基づく届出（第 8 章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】（省令第 55 条、第 85 条）

No.	書類名	内容	様式
1	擁壁等に関する工事の届出書		省令別記様式第17

9－4 公共施設用地の転用に関する届出（法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、公共施設用地（注 1）を宅地又は農地等に転用した者（注 2）は、その転用した日から 14 日以内に、島根県知事への届出が必要となります。

注 1：公共施設用地については、「1－5 許可及び届出を要しない工事等」参照

注 2：法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可（第 4 章参照）を受けたもの、同第 27 条第 1 項に基づく届出（第 8 章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】（省令第 56 条、第 86 条）

No.	書類名	内容	様式
1	公共施設用地の転用の届出書		省令別記様式第18

9－5 提出部数

「9－1」、「9－3」及び「9－4」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1 部
副本	0 部
合計	1 部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

第 10 章 その他の手続き

10-1 法の規定に適合していることを証する書面の交付（省令第 88 条）

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、建築基準法第 6 条第 1 項等の規定による確認済証の交付を受けようとする場合、又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第 3 条第 1 項の認定を受けようとする場合、その計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書類の添付が必要となる場合があります。当該証明書類の交付を希望する場合は、以下の書類を「2-2 申請窓口及び書類提出先」まで提出してください。

【申請に必要な書類】

No.	書類名	内容	様式
1	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定に基づく証明書交付申請書		細則 様式第 17 号
2	知事が別に定める書類	・ 法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 35 条第 1 項の規定に適合していることを確認できる以下の書類等 ・ 付近見取図、配置図、土地の登記事項証明書、公図の写し ・ 平面図、断面図、求積図（造成計画の分かるもの） ・ 他法令の許可等の写し（法令で許可不要としている工事に該当することを証する書類）	

10-2 提出部数

「10-1」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1 部
副本	0 部
合計	1 部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

島根県 土木部 都市計画課
盛土規制スタッフ

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地（南庁舎4階）

電話番号 0852-22-6533

FAX 番号 0852-22-6004

メールアドレス toshikei@pref.shimane.lg.jp